## 屋内モニター広告掲出仕様書

屋内施設に広告を掲出する事業者等を次のとおり募集します。

## ○掲出場所等について

○周田物川寺について	
施設名称	八幡東区役所(北九州市八幡東区中央一丁目1番1号)
掲 出 場 所	八幡東区役所本館1階 市民ロビー
	※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者
	決定後、設置個所・規格等について協議のうえ決定する。
掲 出 内 容	テレビモニター設置による「広告放映」及び「庁内行事案内」
掲 出 期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
	※ただし、5年を超えない範囲で更新することができる。
広告の規格	広告モニター 55インチ1台、43インチ1台
(掲 出 場 所)	庁舎の概要:本館 地上2階、地下1階
近辺の利用者数	別館 地上4階、地下1階
	職員数:約240人(市の関係機関等の職員含む)
	来 庁 者 数:約740人/日(概算)
掲出場所の特徴・	来庁者に待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいた
セールスポイント	だきます。庁舎の注目度の高い場所にモニターを設置するこ
	とで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できま
	す。
掲出に係る留意事項	○モニターの規格は、窓口サイン表示の妨げにならないよ
	うにするため、サイズ等の変更が生じる場合があります。
	○広告モニターは、天井吊にて設置してください。
	○庁舎行事案内モニターは、下記の条件を満たすものとし
	ます。
	・1日単位での表示とする。
	・案内件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わる。
	・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができる。
	・操作説明マニュアルを準備する。
	○放映時間は原則、市役所開庁日の8時30分~17時15分と
	します。
	○放映時間のうち、行政情報を全体の1/4以上放映して
	ください。
	○市政情報は静止画又は動画とし、月1回以上の情報更新
	をしてください。
	○放映回数や回転数などは、協議の上、決定します。
	○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容と
	してください。
	○事業者側において、広告データと行政情報を併せて放映
	できる状態に編集してください。(行政情報は市から提

	供した素材をもとに、事業者側が放映できる状態に加工)
	なお、編集後のデータは、市のチェックを受け放映して
	ください。
	○音量は、業務に支障のないことが条件となります。
	また、音量調節(無音を含む)を市で行えるようにして
	ください。
	○モニターの電源は、自動的にON/OFFができるようにして
	ください。
	○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむ
	を得ず、本広告事業を中止することがあります。
募集形態	価格競争制
備考	

広告掲載が好ましくな	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北
い業種・内容	九州市屋内広告事業実施要領」による
設置期日	令和5年4月1日

- ※制作費(版下・デザイン)、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。
- ※提案価格には上記費用を含んでおりません。なお、広告掲出枠については、所定枠を用意しています。
- ※広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途、請求となりますので、 提案価格には含めないでください。

## ○申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店 1 社による、広告掲出枠 2 箇所の買い切り)
申込方法	別途「募集要項」に記載。募集要項の配布については下記問合せ先まで。
申込締切	令和5年1月27日(金) 17時15分まで
問合せ先	○募集に関する問い合わせ(価格提案書及び質疑書提出先)
	八幡東区役所総務企画課庶務係(担当:鍋川、彌榮)
	〒805-8510 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	TEL: 093-671-1459 FAX: 093-681-8329
	○広告事業全般に関する問い合わせ
	北九州市総務局行政経営課(担当:柳井、生野)
	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
	TEL: 093-582-2160 FAX: 093-562-1307

## 八幡東区役所 本館 1階

